

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌市病後児デイサービス事業業務 その1～その7
発 注 課	子) 施設運営課
選 定 事 業 者	別表のとおり
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>当業務の受託にあたって、「札幌市病後児デイサービス事業実施要綱（平成18年9月29日子ども未来局長決裁）」及び「札幌市病後児デイサービス事業事務取扱要領（平成18年9月29日子育て支援部長決裁）」に規定する施設整備や実施場所等の要件を満たす必要がある。本要件の適合は、事業実施前に提出を求めている事前協議書により審査を行っているほか、厚生労働省「病児保育事業実施要綱」の留意事項に基づき、地方医師会（札幌市医師会）との意見交換を行ったうえでその適合を判断している。</p> <p>令和5年度当初においては、これまでの事前協議において受託が可能と判断されている施設は、別表に記す7施設に限られる。</p> <p>以上のことから、上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たすものは当該7施設の事業者以外にはないと判断されるため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号により、当該事業者から見積書を徴して随意契約をすることが妥当である。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和5年2月14日